

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

令和7年2月に自民党・公明党・日本維新の会が「高校授業料無償化」について合意したことを受けて、国では公立、私立ともに年収910万円以上の全世帯に年額11万8800円を支援するための補正予算が3月31日に成立した。「3党合意」においては、令和8年度から授業料支援額を令和7年度の私立高校授業料平均額に相当する45万7000円に引き上げ、年収590万円の所得制限を撤廃することも盛り込まれているが、「教育の無償化」がこれで完成したわけではない。第一に、文部科学省は、令和7年度の制度拡充を今年度限りの新規事業「高校生等臨時支援金」とし、令和8年度については「所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいいわゆる『高校授業料の無償化』を別途検討中です」としている。必要な財源を確保したうえで、少なくとも合意された内容は着実に実施されるべきである。第二に、授業料が実質的に無償になったとしても、入学金や施設設備費などの高額な私費負担が残っている。家庭の私費負担を軽減するためには、入学金への補助制度の創設や、施設設備費等を就学支援金の補助対象に含めるなどの措置を講じる必要がある。第三に、私立学校への経常費助成は公立高校生1人あたり公費支出額の3割に留まっている。私立学校が公教育として重要な役割を担っているとの立場から、昭和50年に私立学校振興助成法が成立した際の附帯決議に記された「経常費国庫補助2分の1助成」は速やかに実現されるべきである。そして何より、公私問わず「少人数学級」「専任教諭増」を進め、全ての子どもたちに行き届いた教育を実現するためには、教育予算の大幅な増額が不可欠である。不登校やいじめの件数が過去最多を更新し、教員の長時間労働やなり手不足にも解決の見通しが見えない中で、学校教育の再生には教育予算そのものを増やすことこそ根本的な解決策となることは明らかである。

よって、県におかれては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

小田原市議会

神奈川県知事 あて